

指摘事項・意見等一覧表

【指摘事項】

- ・法令、基準等に違反していると認められるもの
- ・その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

対象なし

【意見等】

- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
- ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
- ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
7	41	定期監査	意見	宝塚市消防計画について	消防本部	総務課	本市では、消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第2項第15号の規定により定められた市町村消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）に基づき、災害の発生が予見される場合若しくは災害が発生した場合において、その被害を軽減するための適切な行動規範を定め、第6次宝塚市総合計画（以下「総合計画」という。）に掲げるめざすまちの姿「住み続けたい、安全・快適な暮らしがあるまち」の実現に向け、将来の消防体制のあるべき姿を明確にし、具体化することを目的として宝塚市消防計画（以下「消防計画」という。）を策定しています。 消防計画の公表状況について所管課に確認したところ、「従前の消防計画は、他部局が管轄する「地域防災計画」等と重複する部分があったため、災害予防及び災害発生時の行動規範に加え、将来的な展望を加味した内容へと刷新するとともに、消防計画を補完する諸規程との整合を図り、これらを反映した新たな消防計画を策定した。新たな消防計画の内容は、広義では市民との関わりがあるものの、直接的な関係性をイメージしにくいものであること、消防計画はあくまでも内部管理のための計画であることから、現在は市ホームページでの公表を行っていない。」旨の説明を受けました。 しかしながら、当該計画が総合計画における分野別計画に該当し、宝塚市消防本部の根幹をなす計画であることから、公表することが望まれます。 また、消防計画において、人員体制並びに施設及び資機材等の整備について具体的な記載はありませんが、今後どのような体制で消防力を維持していくのか市民に示す必要があるのではないかと考えます。 次期消防計画の策定に当たっては、将来の消防体制のあるべき姿を明確にし、市民への説明責任を果たすようにしてください。	定期監査におけるご指摘を受け、消防本部では速やかに次のとおり措置を講じました。 まず、宝塚市消防計画が第6次宝塚市総合計画における分野別計画に該当することに鑑み、市民への公開を進めるため、同計画の消防本部ホームページへの公表を完了しました。 次に、今後どのような体制で消防力を維持していくのかという点につきましては、計画内の「消防力の整備指針との整合性」に関する項目において、人員体制の整備方針など、将来の消防体制維持に向けた具体的な内容をより詳細に記載し、計画の充実を図ることとします。 これらを踏まえ、次期消防計画の策定に当たっては、将来の消防体制のあるべき姿をより一層明確に描き出すとともに、パブリック・コメントの実施や意見公募などを検討し、市民への説明責任を確実に果たします。
7	42	定期監査	意見	宝塚防火協会予算からの支出について	消防本部	予防課・消防署共通	宝塚防火協会（以下「防火協会」という。）は、防火防災に関する技術の向上と、その普及啓発を図り、災害による被害を未然に防止するとともに、消防行政の施策に協力し、もって市民生活の安全と安心に寄与することを目的とする団体で、会員は、防火協会の趣旨、目的に賛同する個人及び団体法人をもって組織され、予防課が事務局を担っています。 防火協会予算から宝塚市消防本部各課（指令課を除く。）及び各消防署へ所属助成費が支出されています。令和8年度から所属助成費を廃止することですが、これまでの支出内容を確認したところ市の予算で購入すべきと考える物品を所属助成費で購入しており、防火協会の目的を達成するための使途として適切な内容であるのか疑問が残ります。市の消防に要する費用については、市の予算に計上し執行するよう適切な事務執行に努めてください。 所属助成費以外の防火協会予算からの支出について確認したところ、公費で購入すべきであった旨の説明を受けたものもありましたが、防火協会予算から支出することに疑問が残るものもあります。防火協会予算から支出することについて適正性を判断し、市の予算から支出すべきものについては防火協会予算から支出することがないようにしてください。 視察研修は、防火協会会員及び防火協会危険物安全部会員を対象に危険物、防火及び防災に関する知識の向上を目的として実施され、参加費は3,000円となっていますが明確な根拠はありません。消防職員に係る視察研修の昼食代を防火協会の予算から支出している理由について確認したところ、「事務局として昼食中においても、時間管理をはじめ、参加者の方々の動向を伺いながら各種対応を行う必要があることから、昼食についても参加者と同一の会場とる必要があり、視察研修の運営に係る経費として防火協会の予算から支出した。」旨の説明を受けましたが、消防職員は公務として視察研修に随行しているのであり、昼食代を防火協会予算から支出することは適当ではないと考えます。また、消防職員も参加費として3,000円を支払っていますが、参加者1人当たりの昼食代は5,000円を上回っています。参加費が昼食代の一部を負担するものであったとしても、昼食代との差額は防火協会が負担していることになると考えるため消防職員に係る昼食代については自己負担するようになってください。	令和8年度より所属助成費は廃止しましたが、他の助成事業については、会則第4条に合致するため継続します。 所属助成費以外の支出につきましては、使途の適正性を考慮し、市の予算から支出すべきものについては、公費で対応し防火協会費は使用しません。 視察研修の消防職員の参加費につきましては、概要に記載されているとおり過去からの慣例となっており根拠がございません。監査結果を踏まえまして、消防職員は、公務として防火協会業務を実施していますので参加費の徴収はせず、研修中に係る必要経費は防火協会費より支出しますが、昼食費につきましては自己負担とします。

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
7	43	財援等監査	意見	宝塚市私立児童館運営費補助金について	子ども未来部	子ども家庭支援センター	本市では、地域における児童館の運営の安定を図ることを目的として、宝塚市私立児童館運営補助に関する要綱（以下「児童館補助要綱」という。）に基づき私立児童館を運営するために必要な経費を補助しています。 児童館補助要綱第9条に基づく実績報告書として決裁に添付されていた中筋児童館の収支決算書の内容について愛和会に聴取したところ、当該収支決算書は愛和会が作成したものでないとの説明を受けました。所管している子ども家庭支援センターに事実確認したところ、「決算状況を把握、確認しやすいように表計算ソフトによる様式を子ども家庭支援センターで作成して各私立児童館に様式を配布し、総勘定元帳の写し及び予算執行状況報告書から必要数値を抜き出して様式を埋めた上で市に提出するよう指示していたが、記入内容に間違いが多かったこと、また、県補助金がなくなり人件費の一部も市補助金の対象としたことなどもあり記入方法が複雑になったことから、様式中の下部、補助対象経費欄等については子ども家庭支援センターにて追記し、追記後の資料を実績報告書の添付資料とした。」旨の説明を受けました。しかしながら、子ども家庭支援センターが追記したとされる内容に誤りがあった上、そもそも、補助事業者が提出する実績報告書の添付資料を市が作成すべきではないと考えます。 また、児童館補助要綱第3条各号では「人件費及び事業費」が補助対象経費となっていますが、収支決算書においてはこれに加え、「事務費」についても補助対象経費として計上されています。「様式上、事業費と事務費を分けて記載する形となっているが、いずれも児童館運営に必要な事業費として認識している。」旨の説明を子ども家庭支援センターから受けましたが、児童館補助要綱の規定を文理解釈するに、補助対象経費であるかどうかは疑問が残ります。さらに、この「事務費」の内訳について個別確認したところ、調査協力耐礼としてファストフード店で利用できるプリペイドカードを研究研修費としている事例、グループ法人の役職者決意表明式に係る費用を渉外費としている事例等、補助対象外と考えられる経費が複数件ありました。補助対象経費の基準が明確となるよう整理した上で、経費の正確な確認を行ってください。 なお、当該補助事業における交付決定通知書に付されている交付条件が、他の同様の補助事業に比べて多いように思われます。補助金交付に当たって必要となる要件については児童館補助要綱にあらかじめ規定しておく等の整理も一定必要ではないかと考えますので、既に述べた意見と併せて検討してください。	まず、実績報告に添付する様式・収支決算書についてですが、記入方法が複雑であり、記入間違い等も多いことから、様式の一部を子ども家庭支援センターにて追記する形で作成していました。今後は補助事業者とも協議の上、補助事業者自身に記入・作成してもらうよう徹底します。 また、要綱において、人件費及び事業費が補助対象経費となっているが、収支計算書では事務費も補助対象経費として計上されていることについて、従来から児童館の運営に必要な経費全てを補助対象とする考え方で運営補助を行っていますので、要綱もそのように解釈できるよう内容の見直し、改正を行いました。事務費中に児童館運営に直接関係がないと思われる費用が入っていた件につきまして、補助事業者に対しても補助対象経費に含めないよう周知徹底するとともに、実績報告時の内容確認について所内でも徹底します。 当該補助事業における交付決定通知書に付されている交付条件が、他の同様の補助事業に比べて多いことについてですが、今回要綱の見直しに合せて内容を精査し、交付決定通知書に記載せず、要綱に含める形で見直しを行っています。要綱、様式の見直しにつきましては年度当初には間に合わなかったため、令和7年度分の実績報告、令和8年度分の交付決定については旧要綱、旧様式にて処理を行っていますので、補助事業者に事前説明を行った上で、令和9年度以降、新要綱に沿った処理を行います。
7	44	財援等監査	意見	宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金について	子ども未来部	アフタースクール課	本市では、民間による放課後児童健全育成事業実施要綱に規定する放課後児童健全育成事業を行う者に対し、宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金（以下「事業費補助金」という。）を支出しています。駕園は、市内で5つの施設（こころんクラブ山本、こころんクラブ長尾、こころんクラブ中山寺、こころんクラブ長尾南1及びこころんクラブ長尾南2）を運営しています。なお、長尾南1及び2については、同一建物1階と2階で事業を行っています。 事業費補助金を受ける者は、補助対象期間終了後30日以内に宝塚市放課後児童健全育成事業実績報告書を提出する必要があります。実績報告書では年間開所日数を報告する必要がありますが、またその根拠書類として、開所日一覧表を添付するものとなっていますが、5つの施設のうち、4つの施設では添付がありませんでした。添付がない理由について所管課に確認したところ、「開所日については、公設の地域児童育成会に準じて全クラブにおいて同一となっており、こころんクラブ山本の実績報告書に開所日一覧表が添付されていたことから、ほか4施設分については提出を求めている。」旨の説明を受けましたが、開所日は土曜日開所の有無により、各施設で異なっています。また、土曜日開所の確認方法について確認したところ、「施設から毎週提出される開所報告で確認することとしている。」旨の説明を受けました。しかしながら、開所報告を確認したところ、長尾南1及び2は、長尾南としての開所報告となっており、どちらの施設で土曜日開所をしたのか確認ができません。事業費補助金は各施設単位で支出されており、施設ごとに開所日数を確認する必要がありますが実績報告の審査が不十分であったと考えます。実績報告書を受ける際には、開所日一覧表などの根拠書類の提出を求め、確実な審査を行ってください。 また、同一建物にある長尾南1及び2のそれぞれの収支決算書には、通信費や光熱水費等が按分されておらず、一方の施設にまとめて、計上されています。建物は同じですが、施設としては独立しており、事業費補助金はそれぞれについて交付していることから、各経費は合理的な根拠をもって按分して計上するように指導してください。	開所日数の確認について、令和7年度実績報告から、全ての施設において開所日一覧表等の証拠書類の提出を求め、確認をしています。 また、長尾南1及び2の通信費や光熱水費等については、もともと長尾南1のみで運営しており、長尾南2が令和6年度に新規開設した施設であったことから、これまで経費の按分については法人に一任していました。令和8年度から合理的な按分方法により経費を計上するよう指導していきます。
7	45	財援等監査	意見	宝塚市一時預かり事業について	子ども未来部	保育事業課	本市では、保護者の短時間勤務、疾病若しくは災害等又は育児による保護者の心理的・身体的負担のために家庭で保育を受けることが一時的に困難となる乳児又は幼児を、児童福祉法の規定に基づいて保育所において一時的に預かる事業（以下「一時預かり事業」という。）に対して補助しています。一時預かり事業における職員の配置については宝塚市一時預かり事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第2号において、「一時預かり事業を担当する職員として児童福祉施設最低基準第33条第2項の規定に準じて職員（保育士に限り、うち1名は非常勤でない者）を2名以上配置すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は職員を1人とすることができる。①保育所の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る）による支援を受けることができ、かつ、一時預かり事業に携わる職員が専任の保育士であるとき②一時預かり事業の利用児童数が1日当たり平均3人以下である場合で、通常保育が行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において一時預かり事業が実施され、かつ、保育士による支援を受けることができるとき。」と規定しています。 仁川ウエル保育園において令和4年度及び令和5年度は保育士資格を有しない者1名のみ配置されていたので、このことについて所管課に確認したところ、「実施要綱第4条第2号ただし書の職員は保育士に限定していない。ただし書①又は②に該当し職員1名のみ配置している場合、①の場合は保育士資格を求めており、②の場合は保育士資格を求めているが、運用上、保育士に準じる資格（子育て支援員等）を求めている。令和4年度及び令和5年度は上記②の要件に該当し、担当職員は地域子育て支援員研修を修了していることを修了証で確認しており、配置上の不備はないものと判断した。」旨の説明を受けました。しかしながら、市が補助するに当たっての要件は、所管課による運用によるのではなく、明確に定める必要があると考えます。一時預かり事業を担当する職員に求める資格については、実施要綱で明確にするようにしてください。	宝塚市一時預かり事業実施要綱を別紙のとおり改正し、配置職員の要件を明確にしました。

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
7	46	財援等監査	意見	宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金について	子ども未来部	アフタースクール課	宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金（以下「事業費補助金」という。）の補助対象となる経費は、事業費補助金交付要綱別表（第2条関係）で、人件費（報酬、給料、職員手当等、社会保険料、賃金及び通勤旅費）、消耗品費、光熱水費、事務費（役務費、使用料、賃借料、原材料費等）その他事業に必要な経費と定められています。 ウエルっこクラブの事業費補助金実績報告書を確認したところ、児童受入定員10人に対して職員を5人（支援員3人、事務員2人（うち併設する認可保育所との兼務1人））配置し、人件費7,661,972円が支出されていますが、このうち事務員に対する支出が3,467,112円でした。 他の民間事業者が実施する放課後児童健全育成事業における事務員の配置及び事務員に対する支出を確認したところ、そもそも事務員を配置していない事業者や事務と保育を兼務している施設もありました。ウエルっこクラブにおいて、事業の間接的経費である事務員の人件費支出が人件費全体の約45%を占めており、他の民間事業者との比較及び事業規模を考えると適正と言えるか疑問が残ります。事業を運営するに当たり事務員が必要となることは理解できますが、所管課においては放課後児童健全育成事業における事務員の実態を把握し事務員の人件費に対する補助の在り方について整理した上で、補助対象とする事務員人件費の上限額を定めることを検討してください。	民間放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、法人ごとに補助金関係事務や児童の入退所事務を担当する職員の職種が異なるため、事務員の人件費の上限額は定めていませんが、各法人の事務員の実態を把握し、人件費の補助対象の考え方について今後検討していきます。